

## 大阪市告示第277号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年3月21日（金）	午前9時から 午後9時45分まで

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年3月2日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年3月3日（月）から 同月5日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年3月7日（金）	
	令和7年3月9日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年3月10日（月）から 同月12日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年3月14日（金）	
	令和7年3月16日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

令和7年3月17日（月）から 同月19日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
令和7年3月20日（木）	午前9時から
令和7年3月23日（日）	午後7時30分まで
令和7年3月24日（月）から 同月26日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
令和7年3月28日（金）	
令和7年3月30日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
令和7年3月31日（月）	午前9時から 午後9時45分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）